

回答様式

契約件名	東北自動車道 みちのく橋床版取替工事
------	--------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 21 業務用プレート等に関する事項	<p>特記仕様書 21 内の表中の備考欄に『交通規制の設置、撤去に関わる資材運搬車、標識車』とありますが、規制内で施工する床版取替工事に関わる工事車両（既設床版撤去に伴う車両、プレキャスト製品搬入車両、クレーン、生コン車、合材搬出入用ダンプ、工事用資機材搬出入用車両、元請職員及び作業員用連絡車、等）に対しても貸与していただけるものと解釈してよろしいでしょうか。</p> <p>なお、違う場合、上記車両で貸与していただけないものをご教示願います。</p>	<p>業務用プレートは、特記仕様書 21 に記載の車両に対してのみ貸与致します。</p>
2	特記仕様書 25-13 プレキャスト PC 床版製作工	<p>特記仕様書 25-13-2 種別内の表中の区分内容に『(はく落防止対策を含む)』と記載されていますが、排水ますも含まれると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>【契約参考図書（率計上工事及び概算数量、図面）みちのく橋】に掲載のとおり、排水ますは率計上工事に含まれます。</p>

3	<p>特記仕様書 18 再生資源及び建設副産物に関する事項</p> <p>特記仕様書 25-8 塗替塗装</p>	<p>特記仕様書 25-8-5 施工(7)に、研削材及びケレンかすの処理については特記仕様書 18-1 建設副産物の活用等によると記載されていますが、特記仕様書 18-1 表内の研削材・ケレンかす・廃塗膜の活用方法等欄に『※PCB 汚染物に該当しない場合』と記載されています。本工事における研削材・ケレンかす・廃塗膜の処分は、産業廃棄物として処理費を計上してよろしいでしょうか。若しくは、特別管理産業廃棄物として処理費を計上するのでしょうか。また、PCB 及び鉛等の有害物質は含まれていた場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>旧塗膜については鉛の含有を想定しておりますので、特別管理産業廃棄物として処理費を計上してください。</p>
4	<p>特記仕様書 25-8 塗替塗装</p> <p>割掛対象表参考内訳書</p>	<p>特記仕様書 25-8-2 施工計画書 5)に施工に必要な安全設備・装備が記載されています。また、割掛対象表参考内訳書【共通仮設費】内には剥離材用養生設備費・剥離材用環境対策資機材費・剥離材用安全衛生保護具費は計上されていますが、火災防止設備・警報装置・防爆設備等の費用が計上されておりません。</p> <p>これらの費用はすべて設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>なお、違う場合、計上すべき項目と仕様・数量・使用期間をご提示願います。</p>	<p>特記仕様書に記載の安全対策に要する費用については、関連する契約単価及び諸経費に含まれます。</p>

5	特記仕様書 25-19 合成床版工 設計図：夕狩橋 4～5/29	合成床版用パネル及び側鋼板の仕様（鋼板の材質、板厚、詳細寸法等）がわかる図面及び数量計算書をご提示願います。	割付図を基にお考えください。
6	特記仕様書 25-19 合成床版工 設計図：夕狩橋 4～5/29	既設桁の諸元（桁の材質、桁上フランジ幅及び厚さの詳細寸法等）がわかる図面及び数量計算書をご提示願います。	閲覧資料を参照してください。